

○財務省告示第一号
 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九条の六第一項の規定に基づき、同法第九条の五第一項に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同法第九条の六第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和四年一月四日から適用する。
 なお、関税法第九条の六の規定に基づく納付受託者の指定の件（令和三年財務省告示第百九十五号）は、令和四年一月四日をもって廃止する。
 令和四年一月四日

財務大臣 鈴木 俊一

当 関税法第九条の五第一項に規定する納付受託者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
 一 該各号に定める者とする。
 一 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の八第一項第一号に規定するクレジットカードカードを使用する方法により関税を納付する場合 次の表に掲げる者

名称	所在地	指定をした日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町四番二十号 グランフロント大阪タワーA	令和四年一月四日

二 関税法施行規則第一条の八第一項第二号に規定する第三者型前払式支払手段による取引等により関税を納付する場合 次の表に掲げる者

名称	所在地	指定をした日
株式会社DGファイナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号	令和四年一月四日